

# **JBA トレーサビリティ行動規範**

(JBA Traceability Code of Conduct)

2018年12月1日 制定

— 改訂一版

発行：一般社団法人日本寝具寝装品協会（JBA）

## **著作権について**

本文書は、著作権により保護されています。本文書の一部又は全部を JBA の許可無く、複写・複製することを禁じます。

JBA 事務局（TEL：03-6661-0213）

## JBA トレーサビリティ行動規範

目 次	ページ
1. 目的 .....	1
2. 用語の定義 .....	1
3. 書類整備対象者の遵守事項 .....	1
4. 罰則 .....	2
5. 誓約 .....	2
6. 施行期日 .....	2

**JBA トレーサビリティ行動規範**  
(JBA Traceability Code of Conduct)

## 1.目的

JBA トレーサビリティ行動規範（以下、「本行動規範」という）は、JBA トレーサビリティ監査システム：JBA Traceability Audit System（以下、「J-TAS」という）における書類整備対象者が本行動規範の遵守を誓約することによって、書類整備対象者の義務を確実に履行することを目的として制定する。

## 2.用語の定義

本行動規範で用いる主な用語及び定義は、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の4.用語の定義による

## 3.書類整備対象者の遵守事項

書類整備対象者は、J-TAS を適切に運用するために、次の書類整備対象者の義務を遵守する。

- a) J-TAS 会員となり、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の9.2 a)~c)に定める羽毛原料情報を表示する場合は、J-TAS ラベルを必ず羽毛製品に付すること。
- b) 羽毛の産地名等を保証するため、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の11.に定める要求事項に適合する管理体制を構築していること。
- c) 「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の11.に定める要求事項への適合性を確認するため、「JBA トレーサビリティ監査基準」に基づく、第三者監査機関（以下、「監査機関」という）によるトレーサビリティ監査に合格すること（トレーサビリティ臨時監査を含む）。
- d) 羽毛原料及び羽毛製品の表示に関して、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の11.3 及び11.4 に定める表示に関する要求事項を遵守すること。
- e) J-TAS 協議会が発行する J-TAS ラベル及びロゴマークを使用する場合、「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の附属書2「J-TAS ラベル使用規定」に基づき、適切な J-TAS ラベル管理を行うこと。
- f) 「JBA トレーサビリティ監査システム運用規程」の15.に定める試買テストを受け入れること。また、当該試買テストの際に J-TAS 協議会及び監査機関が求める書類の提出に応じること。
- g) 書類整備対象者の義務に違反した場合、4.に定める罰則を受け入れること。
- h) 次の J-TAS 文書の最新版を入手すること。
  - 1) JBA トレーサビリティ監査システム運用規程
  - 2) JBA トレーサビリティ行動規範

- 3) JBA トレーサビリティ監査基準
- 4) JBA 入会規程
- i) J-TAS 会に関する費用（入会費等）、J-TAS ラベル費用を支払うこと。
- j) 本行動規範の全項目に合意し、遵守することを誓約し、J-TAS 協議会に誓約書を提出すること。
- k) その他、J-TAS 協議会が定める要求事項を受け入れること。

#### 4.罰則

J-TAS 協議会は、書類整備対象者が 3.書類整備対象者の遵守事項のいずれかに違反した場合、次の罰則を課すことができ、当該書類整備対象者は、J-TAS 協議会から課された罰則に速やかに従う義務を負うものとする。なお、J-TAS に関する争議については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

- a) 改善報告書の徴収
- b) 該当する羽毛原料及び羽毛製品の出荷停止
- c) J-TAS ラベル交付の停止
- d) 手元に残っている J-TAS ラベルの返還（J-TAS ラベル費用は返納しない）
- e) J-TAS ブランドの著しい毀損又は違反行為により直接または間接的に J-TAS 会に与えた損害の賠償請求
- f) J-TAS ブランドの著しい毀損又は違反事実の公表（企業名及び事由）、並びに公表と同時に監督官庁への報告
- g) 違反の事実が認められた場合、商品の回収、及びその流通ルートと販売済み商品（対小売店）の具体的な数量の J-TAS 協議会への報告
- h) 違反がある場合は、保証金の没収（個別の違反状況を考慮して、没収額を決定）
- i) JBA トレーサビリティ臨時監査の実施
- j) J-TAS 会の J-TAS 会員の除名
- k) J-TAS 協議会が要請したトレーサビリティ臨時監査の監査評価が不合格であった場合、トレーサビリティ臨時監査に関する全ての費用負担
- l) その他、J-TAS 協議会が必要と認める罰則

#### 5.誓約

「JBA トレーサビリティ行動規範」の全項目に合意し、遵守することを誓約する。

#### 6.施行期日

本行動規範は、2018 年 12 月 1 日から施行する。